

介護保険料の減額制度のお知らせ

無年金などにより収入が少ない方で65歳以上の方については、申請することで、介護保険料の金額が減額されます。

該当条件

この制度に該当する方は、世帯員全員の年間収入額の合計額が120万円以下の世帯に属する方で、介護保険料の所得区分が第2段階以上の方です。この年間収入額とは、次のものの合計額です。

- ①年金の年額、定額の仕送金、その他の継続的な収入
- ②預貯金等の金額
- ③不動産の固定資産評価額（自己居住用のものは除きます。）

所得区分	該当者	保険料年額	月割額
第1段階	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方	15,480円	1,290円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方	23,220円	1,935円
第3段階	・世帯は市民税課税で、本人は市民税非課税の方	30,960円	2,580円
第4段階	・本人は市民税課税で、合計所得金額(注)が200万円未満の方	38,700円	3,225円
第5段階	・本人は市民税課税で、合計所得金額(注)が200万円以上の方	46,440円	3,870円

(注)「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除並びに特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得（特別控除前）、株式等譲渡所得等の金額（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です。

減額内容

介護保険料の現在の所得区分に応じた保険料額から、第1段階の保険料額（年額15,480円）に引き下げとなります。（年度の途中で申請した場合は、月割りとなります。）

申請方法

申請書に収入状況等申告書を添えて介護保険担当窓口で申請してください。また、預貯金額等については、金融機関等に照会しますのでその承諾書も必要です。

- 申請や相談の際には、次のものを用意してください。
- ①年金支払通知書や給与支払通知書など収入額のわかるもの
 - ②預貯金の金額のわかるもの
 - ③固定資産納税通知書など固定資産の評価額のわかるもの
 - ④印鑑



4月以降、介護保険料の年金天引きについて

介護保険料が年金から天引きされている方の4、6、8月の年金天引き額は、原則として2月と同額となります。4月にはあらためて通知書は送り返しませんのでご了承願います。10月以降の天引き額と17年度の保険料年額は、6月に送付する「特別徴収通知書」で確認してください。

また、毎回の年金天引き額は、社会保険庁（社会保険業務センター）などから送付される「年金支払通知書」にも記載されていますが、年額については、6月に市から送付される「特別徴収通知書」で確認してください。

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料の納付はお済みですか。年金天引き以外の方で、災害などの特別な理由もなく保険料の未納があると、将来、介護サービスの利用時に保険給付の制限を受けることがあります。未納の方は、至急納めてください。